

健診を受けて身体チェック。年1回の健診で早く身体の変化を見つけよう

■町ぐるみ健診を受けましょう

がんをはじめ生活習慣病（糖尿病・高血圧・脂質異常等）は、たばこや食生活を含む日常生活の習慣が長い年月をかけて影響し発症します。

自覚症状がなくても年に1回は定期的に健診を受けたり、日常生活の生活習慣に気をつけるなど、予防と早期発見に取り組むことが必要です。

平成20年度の町ぐるみ健診のがん検診において、がん、がんの疑い、その他（胃炎、大腸ポリープ、肺結核等）と診断された方は、計78人という結果となりました。

町ぐるみ健診では、特定基本健診・胸部・胃がん・大腸がん・前立腺がん・子宮がん検診・歯周疾患検診を実施しています。この機会にぜひ受診してください。

詳細については、町ぐるみ健診申込書ならびに健診特集号（広報4月号と同時配布）をご確認ください。

なお、「加西市国保」「後期高齢者医療」以外の医療保険証をお持ちの方の特定基本健診は、ご加入の医療保険者にご確認ください。

■平成20年度町ぐるみ健診の結果（抜粋）

区分	受診人数	要精密検査 (%)
胸部	2,651	81 (3.1%)
胃部	1,732	205 (11.8%)
大腸	2,329	121 (5.2%)
肝炎ウイルス	275	4 (1.5%)

区分	受診数	要精密検査 (%)
血圧	2,670	456 (17.1%)
脂質	2,671	697 (26.1%)
糖尿病	2,671	103 (3.9%)

区分	受診数	要治療 (%)
歯石・歯肉炎等	312	251 (80.4%)

【問合せ先】 市民福祉部 国保健康課健康係 ☎428723

加西病院のコーナー

加西病院WEB サイト <http://www.hospital.kasai.hyogo.jp/>

『包括化が病院にやってくる』

4月から加西病院の入院診療が『包括化』になります。『包括化』とは何か？『包括化』と対比される言葉が『出来高』です。従来、医療にかかる費用の支払いは、行った医療を積み上げて請求する出来高方式でした。ところが厚生労働省は入院については出来高方式を改め、病気ごとに支払額を決める包括化を取り入れることにしました。この包括化を『DPC』と言います。どのような診療をしようと支払額が一定ということは、資源を注げば注ぐほど利益が減ることを意味します。国が医療費抑制政策を実行するのにも便利な仕組みと云えます。

DPCにはもう一つ、辛辣な仕組みが組み込まれています。一日当たりの支払額は入院期間が長くなるほど下がってゆくのですが、額が下がる期日の基準に全国の平均在院日数が使用されるのです。と云うことは、経営努力で入院期間を短縮する病院が増えると、入院期間が変わらない病院は収入が減ることになります。勢い入院期間の短縮に向けて皆走り出します。入院期間が短縮すると、患者数が増えなければ空き病床が出ます。このような仕組みには、空き病床を埋められない病院は減ってもらおうと云う国の意図が見え隠れしています。

一方、DPCには良い点もあります。病気ごとの支払

額の設定や、在院日数短縮の誘導は、より有効でより早く治すための根拠に基づいた医療を要求します。この診療構造の変革に耐えて、病院の医療レベルを向上させなければ病院の未来はない、と考えます。

なにぶん新たな制度の導入ですので、患者さんや市民の皆さんにはご迷惑のかかることも多々あるかと存じます。ご容赦の上、ご協力賜りましたら幸甚に存じます。(病院長)



院内ボランティア・コンサート

2月13日、病院の正面玄関ホールにて、ボランティアの『きらりバレンタイン・ラブリー・コンサート』が開催されました。院内コーラスグループ“きらり”のメンバーをはじめ、市民からの友情出演としてフロッグエコーズの皆さんや、いつもご指導を頂いている大西由香先生の素晴らしい歌声が披露されました。入院中の患者さんや付添いご家族の皆さんにはご一緒に歌って頂くなど、楽しい時間を過ごして頂きました。

国民健康保険の加入・脱退はお早めに

こんなときは14日以内に届け出をお願いします。国保への加入が遅れると、加入資格を得た時点まで保険税をさかのぼって納めなくてはなりません(遡及賦課)。逆に国保をやめる届け出が遅れると、知らずに職場の健康保険料と国保税を二重に支払ってしまうことになってしまいますので、届け出はお早めをお願いします。

※子供が生まれたときには出産一時金と乳幼児医療証の交付の申請を、国保の被保険者が死亡したときには葬祭費の申請をそれぞれ行っていただくことになりますので、ご不明な点はお問合せください。

【問合せ先】 国保健康課 ☎428721

	こんなとき	届け出に必要なもの
国保に加入	他の市町村から転入してきた	他の市町村の転出証明書、印鑑
	職場の健康保険をやめた	職場の健康保険をやめた証明書、印鑑
	職場の健康保険の被扶養者からはずれた	被扶養者でない証明書、印鑑
国保をやめる	子供が生まれた	保険証、印鑑
	他の市町村に転出する	保険証、印鑑
	職場の健康保険に加入した	国保と職場の健康保険の両方の保険証、印鑑
その他	職場の健康保険の被扶養者になった	保険証、印鑑
	国保の被保険者が死亡した	保険証、印鑑
	同じ市町村内で住所が変わった	保険証、印鑑
	世帯主や氏名が変わった	保険証、印鑑
その他	世帯が分かれたり、いっしょになった	保険証、印鑑
	修学のため、別に住所を定める(他市町村への転出の場合にかぎる)	保険証、在学証明書、印鑑
	保険証をなくした、あるいは汚れたりして使えなくなった(再交付)	身分を証明するもの、印鑑

少子化対策により、上下水道基本料金の減免手続きを行います

■上下水道基本料金の免除を受けることができる方

加西市内に住所があり、現に居住している上下水道登録使用者で、世帯内に就学前の子どもがいる母子家庭の方。※この場合の母子家庭とは児童扶養手当又は遺族基礎年金(旧母子福祉年金)を受給されている世帯の方です。申請の際には、証書の提示が必要です。

■下水道基本料金の免除を受けることができる方

加西市内に住所があり、現に居住している下水道登録使用者で、世帯内に3歳未満の第3子以上の児童がいる方。※ただし、18歳以上のお子様は児童数にカウントしません。

【ご持参いただくもの】

- ・印鑑
- ・水道使用量等のお知らせ(登録使用者を確認するために必要です。)
- ・児童扶養手当又は遺族基礎年金の受給証書(母子家庭世帯を確認する場合に必要です。)

※減免申請者は上下水道使用者名義人です。該当世帯であっても、以下の場合は減免の対象となりません。

- ・登録使用者が同一世帯にいない。
- ・アパートや集合住宅等でメーターが共同であったり、登録使用者が住宅管理者名義になっている。
- ・家庭用以外にかかる基本料金。

【申込先】 4/1～20までの間、市役所1階のこども未来課、市民課でお手続きください。【問合せ先】 経営戦略室 ☎428700

母子家庭の手当・障害のある児童の手当について

■児童扶養手当

児童扶養手当制度は、母子家庭の生活の安定と自立を促進するため設けられた制度です。

日本国内に住所があり、父母の離婚・父の死亡等により父を生計をともしない児童(18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者又は20歳未満で政令の定める程度の障害の状態にある者)を養育している母、または母に代わって児童を養育している方に対して、所得に応じて手当が支給されます。

該当すると思われる方は下記までお申し出下さい。

ただし、申請者・同居家族に対する所得制限、年金の

受給資格等により、手当が支給されないことがあります。詳細につきましてはお問合せください。

■特別児童扶養手当

特別児童扶養手当は、身体または精神に障害のある児童を監護する父もしくは母、または父母にかわってその児童を養育している方に対して支給されます。

該当すると思われる方は下記までお申し出下さい。

ただし、保護者や同居家族に対する所得制限、年金受給資格、診断書による障害状態の判定により、手当が支給されないことがあります。

【問合せ先】 こども未来課 ☎428726